

「共通の危機」が国家をつくる

―近世ハプスブルク君主国における軍事と諸身分―

岩崎 周一

はじめに

「共通の危機」から国家は生まれた Aus der „gemeinen Not“ wurde der Staat geboren⁽¹⁾。経済学者ヨーゼフ・シュンペーターは『租税国家の危機』（一九一八年）においてこのように述べ、ハプスブルク君主国においてはオスマン帝国の脅威が諸身分に代表される中間的諸権力と王権の協働を必須とし、これが結果として君主国における国家形成を促進した事情を指摘した。またこれと同時にシュンペーターは、「君主と諸身分との争いに関して君主の側に立ち、残忍な領主勢力に抗し被抑圧者のために戦う、公益に挺身した国父として君主を描くには、自由主義化しながら国家官僚主義的な方向をとるタイプの歴史家にみられる頑強な偏狭性が必要である⁽²⁾」とも述べ、諸身分が国家形成との関連において、とかく「反動的」とみなされがちであることに警告を発している。

しかしシュンペーターはこの著作において、軍事に対する諸身分の直接的な貢献については、ほとんど言及していない。もっともシュンペーターはもとより歴史家ではなく、またそもそもこの著作は、第一次世界大戦のさ

なか未曾有の財政危機に直面していたオーストリアの状況を念頭においた上で、租税国家の意味と可能性を問い直そうとしたものであった。したがって上述の指摘は、後年その先駆性によって大いに注目されることになったものの、この著作自体にあつては副次的な言及であるに過ぎなかった。よつてこのシュンペーターの指摘を踏まえ、租税のみならず直接的な軍事貢献をも視野にいれた上で、諸身分と国家形成の関係についての研究が進展することが望まれるところであつたが、実際には周知の通り、近世ヨーロッパにおける国家形成に関する諸身分の意義は、その後長く過小評価されることとなつた。まさしく諸身分は「残忍な領主勢力」として、王権は「被抑圧者のために戦う、公益に挺身した国父として」、しばしば描かれることとなつたのである。

このような状況であるから、シュンペーターが触れることのなかつた軍事と諸身分の問題は、近世オーストリア・ハプスブルク君主国研究において、今日に至るまで長く等閑視されるテーマとなつた。もとより完全に無視されたのではなく、一九七三年にはヴィンフリート・シュルツェが近世前期の内オーストリアにおける領邦防衛と国家形成の関係を探究した重要な研究を発表している^③。しかしシュルツェ自身この研究において指摘しているように、軍事と諸身分の関係をめぐる問題は従来の研究においてごく「周辺の」な扱いをされるに留まり、そうした傾向はこの著作が刊行されて優に三十年以上が経過した今日においても、若干好転の兆しがみられるとは言え、なお継続していると云わざるを得ない。

もつともこのように貧困な研究状況は、そもそもオーストリアないしハプスブルク君主国の近世史研究において、軍事史も諸身分研究も近年ようやく注目を再び集め始めたジャンルであることを鑑みれば、けだし当然の結果と言えよう。まず軍事史についてみると、オーストリアにおいては関係史料が比較的豊富に残されているもの^④、今日オーストリアにおける軍事史研究において一人気を吐いている感のあるミヒャエル・ホーヘドリンガー

によれば、(一)一九四五年以降に生じた戦争に対する忌避感情、(二)東西の軍事的緊張の最前線にありながら最小限の軍事力しかもたない永世中立国として戦後再出発したという事情、そして(三)「軍国主義国家」プロイセンとの相違を強調したい意識の三つを背景として、オーストリアにおいて軍事史に対する関心は小さかった。⁽⁵⁾また諸身分研究は二十世紀において長く停滞を続け、近年のヨーロッパ近世史研究における「中間的諸権力」の大々的な見直しの気運に呼応する形により、世紀が改まってようやく活況を呈し始めたジャンルである。⁽⁶⁾よって軍事との直接的関係という問題に焦点を絞って諸身分と国家形成の関係を問う直すことには少なからぬ意義があるろう。また日本においては近世のハプスブルク君主国に関する研究の蓄積が乏しく、とりわけ軍事に関しては皆無といえる状況にあることから、この問題について基本情報を紹介することにも、一定の意義があるだろう。⁽⁷⁾

以上に述べたような問題関心に基づき、本稿は、近世のハプスブルク君主国において「共通の危機」意識に起因する軍事の発展が国内諸勢力の幅広い統合を促す一因となり、合意形成の過程に多大なインパクトを与えた経緯について考察することを目的とする。もとより軍事をめぐる諸問題を考察する上では、軍隊それ自体を一つの社会集団として捉えてそのありようを分析し、また軍隊と社会の双方向的な関係・影響について考察する必要があるろう。しかしこれらの問題については稿を改めて論ずることとし、本稿ではさしあたり上述の課題のみを扱うこととする。

一 常備軍出現以前の軍隊

中世後期から十七世紀初頭に至るまでのハプスブルク君主国における軍隊は、領邦君主が雇用する傭兵と、諸

身分によって徴集される領邦徵募兵 *Landesaufgeboten* を二本柱とする形で成り立っていた⁽⁸⁾。前者に関してハプスブルク家との関わりで著名なのは、十五世紀末に皇帝マクシミリアン一世によって育成・重用された「ランツクネヒト *Landsknecht*」であろう⁽⁹⁾。これはドイツ南西部の農村出身者を中心として構成された傭兵部隊で、スイス傭兵と並び十六世紀にヨーロッパ各地の戦場で勇名を馳せる一方、その暴虐行為によって恐れられた。もともと、マクシミリアンによって重用されたとはいえ、あくまで傭兵部隊であるからハプスブルク君主国にとって常備軍的な存在ではなく、場合によっては敵方につくこともあり、またその雇用には膨大な費用を要した。しかし、旧来の封建的主従契約に基づく封臣の軍役奉仕は用途・期間・地理的範囲のいずれもがかなりの程度限定されて⁽¹⁰⁾、臨機応変に活用することが困難であった。そのため戦争が長期化・複雑化するようになると、そうした限定を顧慮せずにする傭兵の存在は不可欠となっていた。

後者、すなわち領邦徵募兵は原則として緊急時に君主の要請により諸身分側が徵募して提供するもので、先述の封臣による軍役奉仕から発展したものである⁽¹¹⁾。十四世紀以降、領主当人が一定数の家人・従者を率いて従軍するケースは減退し、都市・農村から徵募された民衆によって構成される歩兵が主体となっていた。そして、主として高位聖職者、貴族、都市の三身分団体からなる「諸身分（等族）*Stände*」が領邦統治における君主のパートナーとしておおよそ一三〇〇年頃に成立し、領邦単位で身分制議会が設けられるようになる⁽¹²⁾。兵員提供も個人もしくは家門単位ではなく、領邦議会における君主との折衝を経て同意が得られた後、諸身分が一切の責任を負って実行するものへと変化した。

しかし、主として農村住民によって構成されるこの領邦徵募軍は、その練度の低さから軍事的価値に乏しく、農民蜂起の折などにはむしろ危険な存在にすらなるといえる問題があった。さらに十七世紀に入り、徐々に政治問

題と宗派問題が密接に関係してプロテスタントが優位に立ち、王権と諸身分の緊張が高まるようになると、貴族の大半がプロテスタントであったため、諸身分が提供する軍はこの意味においても君主にとって脅威となった。

それでも、君主も諸身分もこの農民徴募兵を緊急時に比較的容易に動員できる兵力であるために重視し続け、十六世紀後半以降は軽微ながらも常時武装し軍装を整えた民兵軍として組織化していった¹³。また対オスマン戦争などの折にはこの民兵軍が領邦の外部に派遣されるようにもなったが、これは「領邦防衛」の原則に反するとして、諸身分の激しい抵抗を呼び起こした。これに対し王権は「共通の危機」を強調することで合意形成に努める一方、諸身分に対する軍事負担の内容を、兵員の直接提供からプロの傭兵を雇用するための経費の提供へと、十六世紀末から徐々に切り替えるようになっていった。

十五世紀に入ってフス戦争やオスマン帝国の侵攻といった脅威に直面すると、君主は諸身分の援助に大きく依存するようになった¹⁴。こうした状況に応じ、諸領邦においても軍事の組織化が進行した。例えば上オーストリア、下オーストリア、シュタイアーマルクには「地区Viertel」と呼ばれる地域単位が導入され、軍事行政はこの区分に基づいておこなわれるようになった¹⁵。こうした諸身分の管理責任による領邦防衛体制は長く十九世紀初頭まで、場合によってはティロールのように君主国が崩壊する一九一八年に至るまで、原則として命脈を保つこととなり、軍事的な成果も少なからず挙げたのであった¹⁶。

この関連で注目されるのは、オスマン帝国の脅威に備えて整備された、「軍政国境地帯Militärgränze」における防衛制度である。アドリア海からハンガリー東部に至る約一千キロの国境線を守備するのは通常の領邦防衛システムでは困難であったため、この地域では独自の軍事植民システムが発展した。すなわちここでは、要所に配置された常駐の軍隊のほか、入植民が、租税免除や信仰の自由といった特権を与えられたかわりに無給で軍役に

つく義務を負ったのである。その兵員規模は拡大の一途を辿って一七四〇年の時点で四万五八五人に達し、その優れた軍事力と忠誠心の高さを「金では得ることのできない皇帝軍の宝」と賞賛された¹⁸。後に彼らの仮想敵はオスマン帝国に留まらず皇帝の敵対者すべてとされ、三十年戦争など対オスマン戦争以外でも活用されることがあったが、原則的には旧来の領邦防衛体制に基づくシステムであるため、十八世紀中葉に至るまで、制度上は民兵として扱われた（今日の研究においても常備軍とはみなされていない）。

またこの地域における軍事費は当該地域の自弁でまかなえる規模ではなかったため、ハプスブルク諸領邦から提供された租税と神聖ローマ帝国から提供された援助金（トルコ税）がこれを支えた。さらにハプスブルク諸領邦は、例えばシュレージエンが上部ハンガリーを、内オーストリア諸領邦 Innerösterreichische Länder（シユタイアーマルク、ケルンテン、クラインの三邦により構成）がクロアチアースロヴェニア国境線をといた具合に分担して、対オスマン国境地帯の防衛を、現地と協力して支えもした¹⁹。

二 常備軍の創設

火器の発達などによる軍事技術の「革命」的变化とそれに伴う戦術・兵力規模の発展が十六世紀以降顕著になったこと（「軍事革命」²⁰）、そして婚姻政策の結果ヨーロッパの東と西に広大な所領を保持するようになったことは、軍事のみならず従来の統治システムの大幅な見直しを迫るものであった。ハプスブルク君主国の中央行政諸機関はフェルディナント一世が一五二六年に公布した宮廷行政制度令 Hofkanzleiordnungen によって整備されたが、この三十年後に設けられた宮廷軍事会議 Hofkriegsrat が、以後軍事における最高機関として機能することとな

表1：ハプスブルク君主国における常備軍の（公称）兵員規模の推移
（1650～1790年）

1650(P)	20,000	1710(W)	129,443	1745(W)	203,576	1763(W)	179,933
1661(W)	53,000	1720(W)	162,727	1750(P)	156,750	1770(P)	151,644
1683(W)	70,000	1730(W)	190,557	1756(P)	156,750	1780(P)	214,273
1700(P)	82,122	1740(P)	143,538	1760(W)	201,960	1790(W)	314,783

※ 歩兵・騎兵の正規軍のみ（砲兵・国境守備隊は含まず）。Pは平時、Wは戦時を表す。

出典：Dickson, *Finance and Government*, Vol. 2, Appendix A; Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 104.

る。⁽²¹⁾ また常備軍、すなわち君主が常時手元に保持して自由に活用できる軍隊の必要性を唱える声が上がることになったのも、やはりこの時期であった。⁽²²⁾

しかし、ある程度統一・整備された軍制が一応確立されるのは、三十年戦争を経た後のことであった。一六四九年、皇帝フェルディナント三世は歩兵九個連隊と騎兵十個連隊を中核とし軍政国境地帯の軍とハンガリー民兵により強化された総勢一万五千～二万人規模の混成軍を、「軍の中核 eine *essenz von einer guten armada*」として平時にも維持することを決定し、ここにハプスブルク君主国における常備軍の基礎がすえられた。⁽²³⁾ その主体は依然として傭兵であったが、これはもはや自立意識に富んだ傭兵部隊の集積ではなく、君主に服属しその担当機関に管理される存在に漸次変貌していった。また当初この常備軍の維持費を担ったのはティロールを除く世襲諸領であったが、一七一五年にハンガリー、一七四〇年代前半にティロールもこれに加わった。⁽²⁴⁾

ハプスブルク君主国における常備軍の兵員規模は拡大の一途を辿った（表一）。ただしこれはあくまで公称であり、実数はこれと大きく異なっていたことには注意しなければならない。例えば一七四〇年における兵数は、公称では十四万一八〇〇であったが、実数は十万七八九二であった。⁽²⁵⁾ 多少の変動を顧慮しても、オーストリア継承戦争以前の時期にあっては、実際の兵数は

平時における歩兵・騎兵連隊の数と内訳

騎兵						
総数	連隊数	重装騎兵	竜騎兵	フサール	軽騎兵	銃騎兵
32,861	35	20	12	3		
32,861	35	20	12	3		
30,678	40	18	12	10		
37,358	32	10	7	8	5	2
42,460	32	9	7	8	6	2

戦時における歩兵・騎兵連隊の数と内訳

騎兵						
総数	連隊数	重装騎兵	竜騎兵	フサール	軽騎兵	銃騎兵
49,273	35	20	12	3		
44,609	38	18	14	6		
44,044	43	18	12	12	1	
49,946	32	10	7	8	5	2
53,200	32	9	7	8	6	2

表 2 : 18世紀ハプスブルク君主国の

年	総兵力	歩兵					
		総数	連隊数	ドイツ	ハンガリー	イタリア	ベルギー
1726	127,613	94,752	47	41	1	2	3
1733	141,713	108,852	47	41	1	2	3
1756	156,750	126,272	54	39	9	2	4
1777	163,613	126,255	57	39	11	2	5
1787	221,572	179,112	57	39	11	2	5

出典 : Dickson, *Finance and Government*, Vol. 2, Appendix A.

表 3 : 18世紀ハプスブルク君主国の

年	総兵力	歩兵					
		総数	連隊数	ドイツ	ハンガリー	イタリア	ベルギー
1728	190,257	140,984	47	41	1	2	3
1735	205,643	161,034	54	46	3	2	3
1758	198,604	154,560	56	39	11	2	4
1779	308,555	258,609	57	39	11	2	5
1789	314,783	261,583	57	39	11	2	5

出典 : Dickson, *Finance and Government*, Vol. 2, Appendix A.

公称の半分から三分の二程度に過ぎなかったと考えられる。プリンツ・オイゲンは国事詔書に関し、これを確かなものとする唯一の手段は十四万人からなる軍隊だと述べたが、⁽²⁶⁾ 実態はそれに程遠かった。

もともと、ハプスブルク君主国は領土が広大な上に基本的に内陸国であるため、「これほど多くの敵と面しているところはヨーロッパのどこにもない」(ライモント・モンテックコリ)状態にあった。⁽²⁷⁾ 例えばスペイン継承戦争が勃発した際(一七〇一年)、皇帝は当時有していた常備軍およそ八万を、イタリアに三万、ドイツに二万、残り三万を(オスマン帝国の侵攻に備えて)ハンガリーにという具合に分散せざるを得なくなっている。⁽²⁸⁾ こうした状況は十八世紀に入り、スペイン継承戦争の結果南ネーデルラントおよびイタリア諸地域(ロンバルディア、サルデーニヤ、シチリア、ナポリ)を獲得したことによって、一段と強まった。一七二八年にハプスブルク君主国を訪れたモンテスキューは、このように広大かつ分散した支配領域を十分に守備できるだけの軍事を保持することが、もはや国力上不可能であることを看破している。⁽²⁹⁾ 近年の研究では、国事詔書 Pragmatische Sanktion が制定された際に君主国が少なからぬ犠牲を払いつつ国際的な合意のとりつけに腐心した背景には、このような事情が存したことが指摘されている。⁽³⁰⁾

連隊の数と内訳をみると、ハンガリー諸領邦の重要性が顕著に高まっている様子が如実に窺える(表二、三)。一七三三年までは一つきりだった歩兵連隊の数は、ポーランド継承戦争を期に三、オーストリア継承戦争を期に九(四二年以降)、七年戦争を期に十一(五七年以降)と、その戦功に比例して増加した。またフサルルと呼ばれるハンガリー軽騎兵の連隊の数も、オーストリア継承戦争前の平時においては三つだったのが、それ以降は二ケタに達するようになっていく。これに伴い、ハンガリー兵が君主国の総兵力に占める割合も、一七〇三年の時点では六・四%に過ぎなかったのが、九四年には十九・四%とほぼ三倍に上昇した。ハプスブルク君主国の中にあっ

てとかくその自立性・独自性が強調されるハンガリーであるが、巨視的にみると、軍制においてはこのように君主国への統合が進み、かつその中で比重を高めたことでその存在感を増大させていたのであった。

三 軍事行政と諸身分

(一) 「軍隊の君主国化」

三十年戦争中のヴァレンシユタイン暗殺（一六三四年）を転機として、以後ハプスブルク王権は軍事の中央集権化に着手した。⁽³¹⁾ 制度面においては三十年戦争中に軍事監理庁 Generalkriegskommissariat が兵站担当機関として新設され、宮廷軍事会議と宮廷財務庁の間で連絡機関としての役割も果たすようになる。⁽³²⁾ さらに国内産業の活性化をも狙いとして、世襲諸領内における軍事産業の育成も図られた。⁽³³⁾ こうしてホーヘドリンガーが言うところの「軍隊の君主国化 Die „Monarchisierung“ des Heeres」が、緩やかにではあるが進行していくこととなる。⁽³⁴⁾ この同じ年、将帥に対して複数の連隊の同時所持を禁止し、また徴兵高権 *Verwehohheit* を直接行使することによって、皇帝はいかなれば自ら最大の軍事企業家となった。また連隊の維持費および人員補填も国家が引き受け、連隊長 *Obst-Inhaber* が死亡・退任した場合も部隊はもはや解散せず、国家が後任を任命して存続させることとした。一六八三年にフランスを出奔してハプスブルクの臣下となったプリンツ・オイゲンも、このようにして連隊長となつて⁽³⁵⁾いる。こうして連隊長の性格には将校的側面と傭兵隊長的側面とが混在することとなり、徐々に前者が後者を圧倒するようになった。⁽³⁶⁾

しかし、ドイツにおいて一般にそうであったように、三十年戦争以降のハプスブルク君主国においても、王権

は国家形成の主導権を握ることに成功したとはいえ、その権力を支配下の諸地域・諸領邦に行き渡らせるなどということは、まったく不可能であった。そのため王権は諸身分に具現化されていたところの「中間的諸権力」の打破・解体などは考えず、彼らを通してというよりも、むしろ彼らと共に統治する道を選択した。⁽³⁷⁾ イギリス公使ロビンソンは一七三五年に本国に送った報告において、マリア・テレジアが「父帝を心から敬愛してはいるが、彼をほとんど諸領邦の管理人のようにみなしている」と書いているが、それはこのような権力・統治システムの複合性に由来するものであった。

このような状況であったから、三十年戦争以降の「近世後期」にあっても、王権にとって諸身分との協働は不可避であり、彼らとの合意形成は依然として国政上の最大の課題であり続けた。軍事においてもこれは同様であり、むしろ諸身分は軍事面における貢献により、三十年戦争以降もその権力と影響力を保ち続けたといえる。⁽³⁹⁾ この時期にはまだ制度的な整備・統一もままならず、例えば内オーストリア諸領邦の諸身分は、クロアティアスロヴェニアにおける軍政国境地帯を監督する官庁として独自に（中央官庁と同名の）「宮廷軍事会議」を一五七八年にシュタイアーマルクの首都グラーツに設けていたが、これは一七〇五年に中央の宮廷軍事会議の下部組織とされはしたものの存続し続け、⁽⁴¹⁾ 一七三七年の時点においても、「この国境地帯は、帝国の領域というよりもシュタイアーマルクの君主国だ」と言われるほどの権限と影響力を保持した。⁽⁴²⁾ またティロールの諸身分は、一五一一年に制定された「ラント小書 Landlibell」に依拠して民兵制に基づく固有の軍制を堅持し、中央からのたび重なる軍事負担・軍制改革に関する要求に対し、頑強に抵抗を続けた。⁽⁴³⁾ これはハンガリーおよび前部オーストリアも同様であり、これらの諸領邦は、時に多少の改変は許容しつつも、いずれも独自の軍制を長く維持したのであった。⁽⁴⁴⁾

(二) 兵站と租税

軍事の実務面において王権が諸身分に依存する度合は強かった。軍の兵站・宿営・駐屯に関する諸業務は、中央の官庁あるいは近隣の諸領邦と協力しつつ在地の諸身分が担当して経費を提供したし、兵士の乱暴狼藉から臣民を守る義務も諸身分が負った。⁽⁴⁵⁾ これらの諸負担は中世以来の伝統・慣習に基づくものであったが、近世において軍の規模が飛躍的に拡大したことで、その遂行は著しく困難になった。⁽⁴⁶⁾ 例えばオーストリア継承戦争中の一七四七年に、下オーストリアの諸身分は、租税九〇万グルデンおよび財産税五〇万グルデンに加え、兵站に関して総額四〇万四五〇八グルデン二〇クロイツァーに達する金銭負担を負っている。⁽⁴⁷⁾ しかも実際には、さらに諸々の臨時的な現物負担が加わっていた。

もつとも、軍の規模の拡大に比例して進行した軍需の拡大が、関連諸地域の経済状況に好影響をもたらしたという効果もあった。⁽⁴⁸⁾ 十七世紀における汎ヨーロッパ的な経済不況から中央ヨーロッパ地域がいち早く抜け出した主因の一つとして、一六八三年以降の一連の対オスマン戦争がもたらした「特需」が指摘されている。⁽⁴⁹⁾ 諸身分をなす領主層はこうした機会を着実にとらえ、増収に成功した。⁽⁵⁰⁾

しかし、こうした兵站に関する諸負担はその性質上いつどのような形でふりかかってくるか分からないという問題があったため、身分を問わず当該地域の住民にひどく嫌悪された。さらに、兵士の給与は国家が支払うものであったが、それが十分でないこともあり、その場合には諸身分が特別な手当を支給した。例えば一七三〇年代にネーデルラントの最高宮内長官を務めたフリードリヒ・ハラツハによると、同地の場合、兵士は何ヶ月にもわたって給与を受け取っておらず、諸身分による特別の援助がなければ、軍はとうに軍隊としての体をなさなくなっていただろうと思われる状態にあったという。⁽⁵¹⁾ このような状況は当時他でも頻繁にみられた現象であった。⁽⁵²⁾ 一七

四六年におこなわれたある試算によると、兵士に対する未払い給与の総額は、四〇〇万グルデンを超えていた。⁽⁵³⁾

そして従来から特にその重要性が強調されてきたように、事実上の軍事費としての租税提供という重大な負担があった。冒頭において述べたように、本稿は租税提供以外の分野における諸身分の軍事上の貢献についての検討を主題とするので、ここではさしあたり、十七世紀後半から十八世紀前半までの時期において租税収入が国家歳入の五〜七割を占めたこと、またその時期に租税の額がおよそ七倍に増大したこと、そして租税以外にも国債の引受や貸付金の提供といった形により、諸身分が絶えず破綻の危機に直面していた国家財政を支える役割を果たしていたことの三点を指摘するに留めておく。⁽⁵⁵⁾

(三) 領邦徴兵制

本稿の主題に関して極めて重要であるのは、いわゆる「領邦徴兵制 Landrekruftenstellung」の出現である。⁽⁵⁶⁾これは三十年戦争中のスウェーデン戦争期（一六三〇〜三五五）において、消耗著しい皇帝軍に諸領邦から兵員が提供されたことに端を発する。先に述べたように、必要に応じて領邦防衛のために諸身分が徴募・編成して君主に提供する従来の民兵軍には問題が多く、三十年戦争（とりわけスウェーデン参戦以降）においては、もはや有用な存在ではなくなっていた。このため一六四〇年代から各地の諸身分は危急の際に、武装・軍装ともに整い、領邦貴族を士官とする歩兵隊 Landesregimenter および騎兵隊 Landschaftsdragoner を既存の正規軍に倣って組織した。そして危難が去ると諸身分はこの軍隊を君主に提供し、君主はこれをもって既存の軍の損失を充当したのであった。

三十年戦争の終結に伴い、この制度はいったん姿を消した。しかし、常備軍の兵員規模拡大に伴って兵士の需

表4：ボヘミア・オーストリア諸領邦による兵員提供数の推移（1688～1748年）

1688	17,000	1704	20,000	1713	20,000	1735	25,000	1744	24,000
1691	24,000	1705	20,000	1714	20,000	1736	25,000	1745	40,000
1692	12,000	1706	29,500	1715	5,000	1737	20,000	1746	30,000
1693	12,000	1707	20,000	1716	20,000	1738	25,000	1747	30,000
1694	15,800	1708	20,000	1717	20,000	1739	25,000	1748	30,000
1698	12,000	1709	20,000	1718	20,000	1740	20,000		
1701	15,000	1710	20,000	1719	20,000	1741	15,000		
1702	15,000	1711	20,000	1720	20,000	1742	20,000		
1703	21,000	1712	20,000	1734	25,000	1743	24,000		

出典：Hochedlinger, Der gewaffnete Doppeladler, S. 246; NÖLA. LH. 1688-1748.

要が供給を凌駕するようになると、この制度は再度脚光を浴びることとなる。王権は第二次ウイーン包囲（一六八三年）とそれ以降の対オスマン戦争の遂行に際し、現下の危難が「共通の危機」であることを強調して、さしあたり世襲諸領の諸身分に対し、租税提供と並んで常備軍を維持・補充するための兵馬・糧秣の提供をも戦時における事実上の義務とすることに、十七世紀末までに成功したのであった（表四）。

この制度においては、まず諸連隊が必要な人員をそれぞれに報告するところから始まり、それを中央の軍事諸官庁がとりまとめて合算し、要請する兵馬の数が決定された。これは租税徴集における領邦間の負担比率⁽⁵⁸⁾に沿って諸領邦に割り当てられ、例えば要請された兵数が二万の場合、ボヘミアは六五二八人、モラヴィアは二一七六人、シュレージエンは四三五二人、下オーストリアは二三一四人、上オーストリアは一一五八人、シュタイアーマルクは一七二六人、ケルンテンは一〇一三人、クラインは七二三人を提供することとなった⁽⁵⁹⁾。中央が携わるのはここまでで、その後は各地の諸身分の行政機関がメンバーに負担を割り当て、実際の徴兵作業から武器・軍装・三ヶ月分の月給の供与および身体検査まで担当し、軍馬・糧秣

物資を含めて提供した。例えば上述の兵数二万の事例の場合、下オーストリアには重装騎兵用の軍馬四六三頭、竜騎兵用の軍馬二三三頭、小麦四万ツェントナー、カラス麦二万ツェントナーの提供が同時に求められるのが常であった。⁽⁵⁹⁾

ただし、先に述べた兵站関連の負担と同様、こうした諸負担もしばしば金銭による代納で処理された。⁽⁶⁰⁾ 例えは一七四八年度分として下オーストリアは兵員三二四一人、軍馬一一七九頭を要請されたが、このうち兵員は半数の一六二一人を「現物」、残り一六二〇人を一人あたり六一グルデンの計算で金銭にて提供することとされている。また軍馬については、この時期には戦場がネーデルラントおよびイタリアであったことからすべて金銭で提供しよう王権側から要望され、それまでに半ば慣例となっていたように、一頭あたり重装騎兵用軍馬一〇〇グルデン、竜騎兵用軍馬八五グルデンと換算されて提供がなされた。⁽⁶¹⁾

しかし、領邦徴兵制の導入は、良質な兵士の提供を保証するものではまったくなかった。兵士の確保が困難であったのは諸身分の側も同じであり、その結果彼らは自身の領民を兵員として提供せざるを得なくなった。しかし彼らは領主としての見地からこれに消極的で、所領内の貧民、下層民、あるいは軽犯罪者を提供するに留めて「良民」の保護に努めるのが常であり、このため王権側が強制的な徴募を促すこともあった。⁽⁶²⁾

四 「公益」をめぐる

「危機」のたびごとに増大していく負担に対し、諸身分は決して従順に従ったものではなかった。領邦議会における折衝においては、王権側が「共通の危機」「公益 Gemeinwohl」「君主国の保全 Conservation des Universi」を

持ち出して要請を正当化するのに対し、諸身分側が負担の過重と「虐げられ、貧窮にあえぐ臣民」の苦境を強調して抵抗し、王権側が少なからず譲歩して決着するのが常であった。十七世紀末にハプスブルク君主国はバルカン半島でオスマン帝国に対し華々しい戦勝を重ねたが、一方でこの時期は租税要請をめぐり、王権と諸身分の対立がもつとも先鋭化した時期でもあった。⁽⁶⁵⁾

またヨーロッパにおける戦争においても、王権は対オスマン戦争の時と同じく「公益と君主国の保全」を声高に喧伝して戦争の遂行に血道をあげたが、諸身分側はこれに容易に同意せず、合意の形成は困難となった。⁽⁶⁴⁾例えばオーストリアの場合、スペイン継承戦争の末期にあたる一七一二年におこなわれた租税協定の更新をめぐる交渉において、君主側が戦時における租税額を八〇万グルデン、平時のそれを六〇万グルデンとするよう提案したのに対し、同地の諸身分は戦時と平時の区別をつけずに租税額を一律六〇万グルデン（ただし最初の一年は五〇万グルデン）とした上で、戦時における租税の追加要請は対オスマン戦争の場合に限って顧慮するとする対案を提示している。⁽⁶⁶⁾こうして彼らは対オスマン戦争とそれ以外の戦争とを明確に区別し、後者を容易に「公益」あるいは「共通の危機」に関わるものとは認めない姿勢を鮮明にしたのであった。

しかし一方、近世における戦争の規模の拡大に対し、旧来の領邦単位の防衛システムではとうてい対応できないことも、徐々に明らかになっていった。また近世のハプスブルク君主国において、諸身分の中核をなす大貴族は宮廷および中央行政に幅広く進出しており、ほぼ例外なく複数の領邦に所領および諸身分資格を所有していたばかりか、姻戚関係などを通じて相互に関係を深めていた。⁽⁶⁶⁾このようにして、王権と「中間的諸権力」の利害は、結果として広範に一致するようになったのである。

こうした状況を背景として、徐々にではあるが、特に軍事に関し、王権と諸身分の間に協働的な関係が深まる

ようになっていく。例えば領邦議会の開会時期は年に一度年明け早々とすることが十六世紀以降どこにおいても通例となっていたが、一月一日に始まる「軍事年度 *Militärjahr*」に合わせた予算編成を希望する君主側の要請によって、一七〇六年以降はすべての領邦において、前年の最後の四半期中に開催されることとなった。⁽⁶⁷⁾ また一七二二年の租税交渉において、下オーストリアの諸身分は軍を領邦の安寧を守る存在としてだけでなく、「君主国の最も偉大な宝 *das grösste Kleinod des Universi*」として重要であるとして、その維持のための租税提供に応じる旨を表明している。⁽⁶⁸⁾

さらにポーランド継承戦争の際、その勃発の直後から王権は深刻な財政危機に陥ったため、財産税の徴収が提案された。しかしこれに対し枢密会議では、諸領邦との間に取り結んだ租税協定においては対オスマン戦争の場合にのみ追加徴税が認められているとして、当初難色が示された。しかし議長でありまた下オーストリアの領邦長官も兼任していたアロイス・ハラツハは、現下の状況は対オスマン戦争の時期よりも危機的であり、よって誰もが非常手段をもって「公衆 *publicum*」を救済する必要があることを理解するであろうと述べ、これによって財産税の徴収が決定された。⁽⁶⁹⁾

またハンガリーの諸身分も、常備軍の必要性を認めた後は、その維持に必要な経費の支出を執拗に拒むことはなかった。⁽⁷⁰⁾ さらに対オスマン戦争は、「再カトリック化」運動と並び、ハンガリーの貴族がハプスブルク王権に仕え、栄達を果たす機会となった。⁽⁷¹⁾ もとより領邦ごとに温度差はあったが、総じてハプスブルク君主国の諸身分を成すパワー・エリート層は、彼らの「特権」が尊重される限りににおいて、君主国の安寧と自身および領邦のそれとを重ね合わせる思考を、徐々に王権と共有するようになっていったのである。

五 「啓蒙絶対主義」期（一七四〇～九〇年）における諸改革

（一） 一七四〇～六五年

一七三三年以降、ハプスブルク君主国はポーランド継承戦争、対オスマン戦争、そしてオーストリア継承戦争と、連続して足掛け十五年にわたる戦争を一時も離脱することなく戦った⁽⁷³⁾。このうち本稿の主題との関連で決定的に重要な意味をもつのは、オーストリア継承戦争（一七四〇～四八年）である。この戦争においてハプスブルク君主国が解体の危機に直面した際、ハンガリー諸身分によるマリア・テレジアへの劇的な支援表明のエピソードが象徴的に示すように、諸身分はこれを明らかな「共通の危機」であると捉えた。彼らは、「光輝あるオーストリア王家の正当なる本分そして名誉の守護と維持、そしてまた世襲所領の守られるべき自由が問題となっているこのような事態において、すべての諸身分資格保持者は生命財産を進んでなげうつ覚悟がある。それによってどちらかが救われるのであれば」と述べて王権を支援することを明白に表明し、オーストリア継承戦争の遂行に積極的に協力したのである。⁽⁷⁴⁾「実際のところ、その王位が救われたのは、フサールの名で知られるハンガリー軽騎兵の武勇のおかげとは言えない。むしろ、反抗的と見なされていて、プロイセンも政治的に当てにしていたはずのハンガリーが、オーストリアを背後から攻撃して独立するのではなく、逆に、プラゲマーティッシュェ・ザンクトイオーンの内容のとおり、ハプスブルク家とその世襲領に「不可分」に結びついたことによる」というH・バラージュ・エーヴァのハンガリーについての指摘が示すように、この戦争は、王権そして諸身分、さらには平民まで含む国内諸勢力の幅広い統合・結束をもたらしたのであった。⁽⁷⁶⁾

オスマン帝国に代わる脅威として台頭した「恐るべき隣国」プロイセンに対する警戒心は、オーストリア継承戦争の終結後も王権と諸身分の間に「共通の危機」意識を継続させ、四八年からその翌年にかけて実施された一連の国政改革が実現する上での決定的な背景となった。改革の主導者となったシュレージエンの貴族フリードリヒ・ヴィルヘルム・ハウグヴィッツは、諸身分に大きく依存してきた従来の軍事行政のあり方を廃して軍事の一切を国家が直接管理するシステムを確立する必要があると考え、その財源を確保するために新たな租税システムの確立が不可欠であると考えた。そこで彼はさしあたりティールを除く世襲諸領に狙いを定め、その防衛に必要な兵数を一〇万八千人とした上で、それを常時維持するために必要な年間租税収入を一四〇〇万グルデンと査定した。そしてこの費用を捻出するため、諸領邦に対し、宿営を除くあらゆる軍事関連の義務・負担から解放する代わり、従来の約二倍の租税を課す必要があるとしたのである。⁽⁷⁷⁾ハウグヴィッツのこの提案は、一貫してプロイセンの脅威を強調し「共通の危機」意識を喚起することによって、多少の修正を経つつも諸身分の認可を得ることとなったのであった。⁽⁷⁸⁾

ただし、この改革によって実現した国家による軍事の独占管理は、導入からわずか数年で、期待したような効果を生まないことが明らかになった。国は膨大な資金を投じ、主としてドイツにおいて募兵活動をおこなったが、こうして集められた兵士の質は劣悪で、脱走率が急上昇したのである。このため五五年、四八年に世襲諸領の諸身分との間で締結された租税協定に背く形で、領邦徴兵制を復活させることが決定された。⁽⁷⁹⁾こうしてハプスブルク君主国は翌年に勃発した七年戦争を、ふたたび旧来の軍事行政システムに基づき、諸身分の協力を仰ぎつつ戦うこととなったのである。⁽⁸⁰⁾そしてこの戦争においても、諸身分は「共通の危機」意識に基づいて、王権に協力した。戦費・兵員の調達や負債の償却などに関して諸身分の支援が不可欠となったことで、以後諸身分の勢威は高

まった。端的に言って、「七年戦争は諸身分の地位を強化した」(ピーター・ディクソン)のであった。⁽⁸¹⁾

(二) 一七六五―九〇年

すでに七年戦争の最中から、政府内では軍制改革に関する議論が再燃していた。⁽⁸²⁾ここで軍部から主張されたのは、プロイセンのカントン制、すなわち領土を徴兵区に分け、各区に特定の連隊に対する兵員提供義務を負わせる、というシステムの導入であった。しかし、宰相ヴェンツェル・アントン・カウニッツはこれに強硬に反対した。彼は第一次国政改革の基本原則であった軍と民の明白な区分を堅持し、軍事の「国有化」を推進する一方、諸領邦とその臣民を「軍の圧力」から解放することの重要性を主張した。カウニッツにとつてカントン制は「最悪の奴隷制にして暴力行為」であり、君主国を構成する諸領邦の国制にまったくそぐわず、健全な「国民精神 Nationalgeist」をもつ人々に一定の自由を与えることによつて経済を発展させ増収を図ろうという、彼の、そして第一次国政改革の基本理念に反するものであったのである。⁽⁸³⁾

しかし六五年に父帝フランツ一世の後を受けて即位したヨーゼフ二世は、プロイセンを模範として軍隊と社会を緊密に結合させ、軍役を通して人々の共属意識を高め国家に対する奉仕の精神を涵養することが必要だという考えの持ち主であったため、軍部に与してカントン制の導入を強く主張した。⁽⁸⁴⁾結局、最終的に決断を下したのはマリア・テレジアで、彼女は躊躇しつつも「熟慮の末」ヨーゼフ側の主張を容れたのであった。

こうして一七七〇年にさしあたり世襲諸領のみを対象として徴募区域制 Konstriptions- und Werbebezirkssystem が導入され、同時に徴兵のための人口調査も実施されることとなった。⁽⁸⁵⁾しかしあらゆる層から激しい反発を受けたため、施行の中心人物となった元帥ラシは、各領邦の諸身分の「愛国心」に訴えることで

打開を図っている。最終的に諸身分はこの制度を承認し、作業も十一年を要したものの、一応の完了を迎えた。こうして連隊は所轄の区域において諸身分と交渉することなく、中央官庁の協力のもとに直接徴兵することが(理論上は)可能となった。

しかし、この制度を厳密に実行することは必然的に領主権力への介入・侵害を伴うため、実際には軍も自由には振る舞えず、結果として以前と同じく、在地の領主とその配下に大きく依存することとなった。このため誰を兵役に送るかということはほとんど領主役人の専権事項となり、しばしば貧民・下層民がその犠牲となった。⁽⁸⁶⁾ 徴募区域制は諸身分の排除には成功したものの、中間諸権力そのものの排除には失敗したといえよう。

徴募区域制は七〇年代後半から漸次世襲諸領以外の諸領邦・諸地域にも導入され、一八六八年に一般兵役制が施行されるまで、ハプスブルク君主国における軍役の基本を形成することとなった。⁽⁸⁷⁾ しかし、ヨーゼフ二世が単独統治を開始した八〇年以降に導入されたハンガリー、ティロール、前部オーストリアにおいては、事前に議会において諸身分に諮らなかつたために激しい抵抗を受け、九〇年に撤回されるに至つた。⁽⁸⁸⁾

なお徴募区域制の導入に先立ち、六六年には、通常は農民や職人として生活する人々に軍籍を付与し、年に数週間教練を課すという賜暇制度 *Beurlaubung* もやはりプロイセンに範をとつて導入された。これは経費の削減につながる上に平民を軍隊になじませる効果があるとして重用され、八二年にはこうした兵士が総兵力の二〇%までを占めたという。もつともこの制度はプロイセンにおいては成功したが、⁽⁸⁹⁾ ハプスブルク君主国においては軍に対する反感を民間に掻き立てたため、一八〇二年には廃止された。⁽⁹⁰⁾

(三) 「軍隊の君主国化」の進展

「軍隊の君主国化」をめぐる動きは、上述のような混乱を抱えつつも、オーストリア継承戦争そして七年戦争と激しい体験を経る中で、不可逆的に進行していた。⁽⁹¹⁾ オーストリア継承戦争の後、もはや常備軍的傭兵軍の時代は過去になったものとみなされ、軍隊に対する中央の管理統制が行き届くようになった。一七四九年から、軍中央が作成した共通のマニユアルに沿って兵士・将校の教練が実施されるようになったのはその一例である。⁽⁹²⁾ このマニユアルなどを通し、徐々にドイツ語が軍隊における公用語としての地位を固めていった。⁽⁹³⁾ また五二年には主として平民を対象とした士官学校がウィーナー・ノイシュタットに設立され、忠良な軍人層の育成が図られた。⁽⁹⁴⁾

連隊の組織・運営に対する国家の介入も強まった。佐官級将校の任用に宮廷軍事会議の承認が必要となったのは六五年、軍装の大幅な改変がなされ連隊の識別が襟章の色によってなされるようになったのは六七年、従来連隊長の名前で呼ばれていた連隊に番号制が導入されたのは六九年のことである。⁽⁹⁵⁾ 兵舎の設置・整備も五〇年代から国家の主導により組織的に推進され、宿営負担の軽減が図られた。⁽⁹⁶⁾

同様に組織の一元化、そして「周辺」的な諸地域を軍事的により緊密に統合する努力も、継続して進められた。グラーツの宮廷軍事会議は四三年に廃止され、同地の軍は国防衛用の民兵軍から君主国の常備軍へとその性格を変えた。七年戦争においてはこの軍から総計八万人が動員され、ミラボー伯に「これに比肩する軽騎兵軍はない」と評されるほどの軍功を挙げている。⁽⁹⁷⁾ またティロールは原則として従来の民兵制に基づく防衛体制を堅持したが、一方で四五年には、同地に常備軍連隊を設置することを承認した。七一年の時点でその兵数は六千に達していたが、そのうち四千はティロールの領外で任務にあたっている。⁽⁹⁸⁾ またハンガリーの軍隊はもともとよく集権化され、将校は通常の軍務のほかに使者としても起用されてヨーロッパ各地に赴き、兵士はドイツ語を学ぶこと

ができた⁽⁹⁹⁾。このように世襲諸領外の諸地域もまた、少なくとも軍事面に関しては、統合に向けた全体的な動きにある程度は同調していったのであった。

ただし、このような諸々の改革の実効性については意見が分かれている。例えば一七七〇年、ヴェネツィア大使は、君主国の軍隊はきわめて良好な状態にあり、ヨーロッパのいずれの国にも引けを取らなくなったと本国宛の報告に記しているが、バイエルン継承戦争（一七七八～七九年）における軍事行動は、それを証明するものとはならなかった⁽¹⁰⁰⁾。総じて制度と実態の間には引き続き少なからず乖離がみられたようで、外面的には強い印象をもたらずものの、実戦においてはどうかと疑問を呈されることがしばしばであった⁽¹⁰¹⁾。

おわりに

近世ヨーロッパにおいて広範にみられたように、ハプスブルク君主国においてもとりわけ三十年戦争以降、王権は軍事・戦争を主要な起動力として、国家形成を主導していった。高澤紀恵氏は三十年戦争期のフランスについて、「ときの宰相リシュリューは、国家が戦争という「緊急事態」にあることを絶えず訴え、その政策を強引に押し進めていった。この「緊急事態」の恒常化が、王権に広範な自由裁量権を与え、徴税機構をはじめとする国家装置の発展に寄与したのであった」と述べているが、これはハプスブルク君主国においてもあてはまる。また、とかくその自立性・独自性が強調されるハンガリーが、軍事においてはハプスブルク君主国への統合の度合を漸進的に深めていたことは、注目に値しよう。

しかし、繰り返し述べてきたように、こうした軍事・戦争を大きな起動力とした国家形成の進展は、諸身分に

代表される中間的諸権力の打破ないし排斥によってではなく、彼らとの協働のもとに達成された。ヴォルフガング・ラインハルトが言うように、「諸身分とそのシステムは、中間的な発展段階にある君主国にとって、国内の資源を活用し、合意をとりつけ愛邦心を喚起する上で、傑出した手段であった」のである。⁽¹⁰⁾そして王権と諸身分が協働的な関係を築く上で決定的な重要性をもったのは、まずオスマン帝国、次いでプロイセンの脅威によって恒常的に存続することとなった、「共通の危機」意識であった。

特に注目されるのは、確かに軍事負担は徐々に拡大し、軍事に対する国家の権限も徐々に強まっていったものの、それは常に中世以来の伝統的慣習にのっとった上で諸身分との合意形成を通して実現したものであり、国制を根本的に変貌させるような改変は決してなされなかったことである。ハプスブルク君主国においては三十年戦争後においても常に諸身分との協調が第一とされ、彼らとの間で合意形成が見込めない改革案は、すべて実行されずに終わった。もとより、中央行政に携わる大臣・官僚などからは、諸身分の勢力をできるだけ削減して中央集権化を進展させ国力の増大を図ろうと主張する声⁽¹¹⁾が絶えず上がっていた。しかし一方で、徵募区域制の導入をめぐる議論におけるカウニッツの主張にみられたように、諸領邦の国制を尊重することと国家利益の追求することとの間に原則として矛盾を見ず、むしろこの両者の止揚によってこそ君主国全体の繁栄や改革の実現が可能になるという見方も、中央において根強く存続していた。こうした諸身分との協働志向に変化が生まれたのは、ヨーゼフ二世の単独統治期においてである。しかし、ここでヨーゼフが諸身分との合意形成のプロセスを極めて軽視し、上から一方的に中央集権化を推進したことは国内諸勢力の激しい反発を惹起した。そして、ハンガリーその他において徵募区域制の撤回を余儀なくされたことが示すように、最終的に改革全体の挫折をもたらしたのである。⁽¹²⁾これは十八世紀末においても依然として諸身分との協働が国家運営上不可欠であったことを示しており、実

際にヨーゼフの後に即位したレオポルト二世は、諸領邦の国制と諸身分の特権を尊重し再確認することにまず着手し、混乱の收拾に成功している。⁽¹⁰⁷⁾そして革命フランスとの戦争はまたもや「共通の危機」意識を覚醒させ、王権と諸身分の結束を再度促したのであった。⁽¹⁰⁸⁾

一方で、諸身分の側も、決して常に中央と対立関係にばかりあったのではなかった。また、中央の方針に反発し抵抗することが、必ずしも「公益」に反する行為とはならないことにも注意したい。中央の施策に問題がある場合もあり、宮廷軍事会議をはじめとする中央諸機構の不手際や機能不全といった事態も多々みられた。⁽¹⁰⁹⁾そして諸身分はこうした事態をたびたび收拾し、国家運営に貢献したのである。こうして少なからず変動はあったものの、全体としてハプスブルク君主国の諸身分は近世を通じて王権との間に相補的・相互依存的関係を築き、対オスマン戦争、オーストリア継承戦争、七年戦争、そしてナポレオン戦争といった「共通の危機」を継続的に経験する中で、協働の度を深めていった。これが顕著に進行したのは世襲諸領においてであるが、ハンガリーやティロールのように自立意識あるいは領邦意識の強いところにおいてさえ、時を経るにつれて君主国の安寧と自身のそれとを結びつける考えは、かなりの程度浸透していった。「共通の危機」とそれへの対応策としての軍制の発展は、総じて国内諸勢力の利害を広範に一致させると同時に彼らをその当事者ともなして、ハプスブルク君主国の統合に少なからず寄与したといえよう。

- (1) Schumpeter, J. A., *Die Krise des Steuerstaates*, in: Ders., *Aufsätze zur Soziologie*. Tübingen 1953, S. 14. 1) の著作¹⁴⁾今日のヨーロッパ近世史研究における重要なキー概念の一つである「軍事＝財政国家 Military Fiscal State」の理論的先駆として、今日ドイツ語圏のみならず、広くヨーロッパで脚光を浴びている。Bonney, R., Introduction, Bonney

- (ed.), *The Rise of the Fiscal State in Europe, c. 1200-1815*. Oxford 1999, p.13. プラヴィック、M. J. (酒井重喜訳) 『イギリスにおける租税国家の成立』(ミネルヴァ書房、二〇〇〇年)。なおこれには邦訳があるが(木村元一、小谷義次訳『租税国家の危機』岩波書店、一九八三年)、『Fürst』を「君主」と訳すべきところを「領主」と訳すなど、内容の理解に支障をきたす誤訳が散見される。
- (2) Schumpeter, Die Krise des Steuerstaates, S. 16.
- (3) Schulze, W., *Landesdefension und Staatsbildung. Studien zum Kriegswesen des innerösterreichischen Territorialstaates (1564-1619)*. Wien / Köln / Graz 1973.
- (4) オーストリアおよびプロブスブルク君主国の軍事関係史料の概況については Pauser, J. / Scheutz, M. / Winkelbauer, Th (Hg.), *Quellenkunde der Habsburgermonarchie (16.-18. Jahrhundert). Ein exemplarisches Handbuch*. Wien / München 2004, S. 162-204 (1.1.4. Militärwesen). また、このチャンネルにおける最重要施設であるオーストリア国立公文書館の「軍事文書館」や シモン Österreichisches Staatsarchiv. Abteilung Kriegsarchiv の史料状況については <http://www.oesta.gva.at/site/5006/default.aspx> による各種PDFドキュメントを参照。
- (5) Hochedlinger, M., 'Bella gerant alii...?' On the State of Early Modern Military History in Austria. in: *Austrian History Yearbook*. 30 (1999), pp. 237-277. また二十世紀末までのオーストリアにおける軍事史を扱った研究史として Broucek, P. / Peball, K., *Geschichte der österreichischen Militärhistoriographie*. Köln / Weimar / Wien 2000. など。
- (6) Ammerer, G. / Godsey, W. D. / Scheutz, M. / Urbanitsch, P. / Weib, A. S. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten? Die Stände in der Habsburgermonarchie*. Wien / München 2007.

- (7) ただし一般兵役制 *Allgemeine Wehrpflicht* が導入された一八六八年以降については、一定の研究の蓄積がある。大津留厚「増補改訂」ハプスブルクの実験 ―多文化共存を目指して―(春風社、二〇〇七年)第三章、武藤真也子「ハプスブルク帝国における二重制の形成と軍制再編」『東欧史研究』第二〇号(一九九八年)、四五―六四頁。
- (8) Hochedinger, M. *Der gewaffnete Doppeladler. Ständische Landesdefension, Stehendes Heer und „Staatsverdringung“ in der frühneuzeitlichen Habsburgermonarchie.* in: Mat a. P. / Winkelbauer, Th. (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1620 bis 1740. Leistungen und Grenzen des Absolutismusparadigmas.* Stuttgart 2006, S. 227-228.
- (9) バウマン、R. (菊池良生訳)『ドイツ傭兵(ランツクネヒト)の文化史 中世末期のサブカルチャー／非国家組織の生態誌』(新評論、二〇〇二年)。
- (10) 例えばオーストリアの場合、軍役奉仕は自弁にて一ヶ月間おこなうものと基本的に定められていた。Brunner, O., *Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter.* 6 Aufl. Darmstadt 1970, S. 360.
- (11) ハプスブルク家のオーストリア入邦から間もない時期の騎士社会の様相を活写した文芸書『ザイフリート・ヘルブリング』第三編「騎士召集」(一二九一年頃成立)は、封臣による軍役奉仕が本来どのような原則のもとでおこなわれていたかを知る上で好個の文献である。以下に若干の例を挙げる。「クーエンリングの殿よ、[……]騎士三百名を公殿に、差し出す名誉を、貴殿には、献ずることと致そうぞ。この要請は、貴殿への好意に発するものにして、また、貴殿の偉さを思うなら、当然というべき勤めであろう」「マイサウの殿。[……]二百名の騎士たちを、公に提供なさるがよい。して、その騎士の面々は、主馬頭のご家来たるに、相応しくあらねばなりません。報酬は貴殿

- が担うのです。彼らを戦場に駆るについては、まさか強要は禁物禁物。強制されたご奉仕と、無理に擦った赤い頬、それはえてして物笑いの種」その者「郎党」たちは軍装整い、完璧な騎士であるべきで、ど百姓など一人たりとも混じってはいけません。百姓がいてもよろしいのは、鞍系の輩と限りましょう。」(作者不詳) 平尾浩三訳 『ザイフリート・ヘルブリング ―中世ウィーンの覇者と騎士たち―』(郁文堂、一九九〇年) 二二―二三頁。
- (12) Hassinger, H., Die Landstände der österreichischen Länder. Zusammensetzung, Organisation und Leistung von 16 – 18. Jahrhundert. in: *Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich*. 36 (1964), S. 989–1035.
- (13) Hochedlinger, Der gewaffnete Doppeladler. S. 230.
- (14) Stöller, F., Österreich im Kriege gegen die Husten (1420–1436). in: *Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich*. 29 (1929), S. 1–88; Schulze, *Landesdehnen und Staatsbildung*.
- (15) Gutkas, K. (Hg.), *Landeschronik Niederösterreichs*. Wien 1994. S. 10; Haider, S., *Geschichte Oberösterreichs*. München 1987, S. 95–96; Toifl, L., Kriegsgeschehen und Landschaftswandel in: Heppner, H. / Reisinger, N. (Hg.), *Siemernark. Wandel einer Landschaft im langen 18. Jahrhundert*. Wien / Köln / Weimar 2006. S. 108–110.
- (16) Kienast, A., Das Wehrwesen in Österreich. in: *Oesterreichischer Erfolgskrieg: 1740–1748. Nach den Feld-Akten und anderen authentischen Quellen bearbeitet in der kriegsgeschichtlichen Abteilung des k. und k. Kriegssachsis. I. Bd.* Wien 1896, S. 502–515; Stolz, O., *Wehrverfassung und Schützenwesen in Tirol von den Anfängen bis 1918*. Innsbruck / Wien / München 1960.
- (17) Kienast, Das Wehrwesen in Österreich, S. 502.
- (18) Rothenberg, G. E., The Habsburg Military Systems: Some Reconsiderations. in: Király, B. K., / Rothenberg, G. E.

- (eds.), *Special Topics and Generalizations on the 18th and 19th Centuries. (War and Society in East Central Europe. Vol. 1).* New York 1979, pp. 361-367.
- (19) Hochedlinger, M., *Austria's Wars of Emergence. War, States and Society in the Habsburg Monarchy 1683-1797.* London 2003, pp. 83-92.
- (20) パーカー、J. (大久保桂子訳) 『長篠合戦の世界史——ヨーロッパ軍事革命の衝撃』(同文館、一九九五年)、大久保圭子「ヨーロッパ「軍事革命」論の射程」『思想』第八八一号(一九九七年)、一五一—一七一頁、ホール、B. S. (市場泰男訳) 『火器の誕生とヨーロッパの戦争』(平凡社、一九九九年)。
- (21) Walter, F., *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte von 1550-1955.* Wien / Köln / Graz 1972, S. 35-40; Regele, O., *Der österreichische Hofkriegsrat 1556-1848.* Wien 1949.
- (22) Mears, J. A., 'The Thirty Years' War, the "General Crisis," and the Origins of a Standing Army in the Habsburg Monarchy,' in: *Central European History*, 21/2 (1988), p. 130.
- (23) Mears, J. A., 'The Thirty Years' War,' pp. 138-139.
- (24) Kienast, 'Das Wehrwesen in Österreich,' S. 505-507, 511-514.
- (25) Kienast, 'Das Wehrwesen in Österreich,' S. 372. 各回時代のイギリスをめぐってロイヤルチャーターをめぐって、八九万程度の兵員を擁する。Dickson, P. G. M., *Finance and Government under Maria Theresia 1740-1780.* Vol.2. Oxford 1987, p. 117; Volz, G. B. (Hg.), *Die Werke Friedrichs des Grossen. 2. Bd. Geschichte meiner Zeit.* Berlin 1913, S. 22-23.
- (26) Hft. I (Hg.), *Prinz Eugen. Aus seinen Briefen und Gesprächen.* Leipzig 19—, S. 25.

- (72) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, pp. 60–61.
- (80) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 176.
- (81) Klingenstein, G., Jede Macht ist relativ. Montesquieu und die Habsburger Monarchie. in: *Festschrift Ohmar Pichel zum 60. Geburtstag*. Graz 1987, S. 307–323.
- (86) Ingrao, Ch., Habsburg Strategy and Geopolitics during the Eighteenth Century. in: Rothenberg, G. E. / Kiraly, B. K. / Sugar, P. F. (eds.), *East Central European Society and War in the Pre-Revolutionary Eighteenth Century (War and Society in East Central Europe. Vol. II)*. New York 1982, pp. 49–66; Ingrao, Conflict or Consensus? Habsburg Absolutism and Foreign Policy 1700–1748. in: *Austrian History Yearbook* 19/20 (1983/84), pp. 33–41.
- (113) Mears, The Thirty Years' War. pp. 133–134, 139.
- (121) Kienast, Das Wehrwesen in Österreich, S. 335–341.
- (133) Winkelbauer, Th., *Ständefreiheit und Fürstenmacht. Länder und Untertanen des Hauses Habsburg im konfessionellen Zeitalter (Österreichische Geschichte 1522–1699)*, 1Bd. Wien 2003, S. 417–419; Duffy, Ch., *The Army of Maria Theresa. The Armed Forces of Imperial Austria, 1740–1780*. New York 1977, p. 125.
- (134) Hochedlinger, Der gewaffnete Doppeladler, S. 233–236.
- (153) Braubach, M., *Prinz Eugen von Savoyen: eine Biographie*. Bd. 1. München 1963, S. 109.
- (136) Mears, The Thirty Years' War, p. 137.
- (152) Evans, R. J. W., *The Making of the Habsburg Monarchy 1550–1700: an Interpretation*. Oxford 1979, pp. 117–154; Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 268.

- (38) Mraz, G. u. G., *Maria Theresia. Ihr Leben und ihre Zeit in Bildern und Dokumenten*. München 1979, S. 51.
- (39) Godsey, W. D., *Stände, Militär und Staatsbildung in Österreich zwischen Dreißigjährigen Krieg und Maria Theresia*, in: Ammerer etc. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten?*, S. 236.
- (40) Schulze, *Landesdefension und Staatsbildung*, S. 73-93.
- (41) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, S. 321.
- (42) Rothenberg, *The Habsburg Military Systems*, p. 365.
- (43) 佐久間大介「十八世紀のテイロールにおける「愛邦主義」的言説」『東欧史研究』第二九号(二〇〇七年)、二九〇-三三頁。この「ラント小書」においては、民兵は領邦防衛のためにのみ用いることとされ、またその期間も一月に限定されていた。
- (44) ドイツ南西部に散在していたハプスブルク家の所領の総称。
- (45) Godsey, *Stände, Militär und Staatsbildung*, S. 240, 260; Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, S. 340-341, 480-491.
- (46) パーカー『長篠合戦の世界史』、一〇三〜一〇九頁。
- (47) 内訳は以下のとおりである。領邦援助金(冬管用の軍資金)・一六万五二〇二グルデン、兵馬提供経費・三万八千六百六十八グルデン三〇クロイツァー、輸送費・五万三三三三九グルデン、行軍費・七万一一九グルデン二〇クロイツァー。以上の合計六万七千二四六グルデン五〇クロイツァーから、補償金二万六千七百三十八グルデン三〇クロイツァーを差し引いた額が、上記の総額である。Niederösterreichische Landesarchiv. (以下 NÖLA. 略記) Landtagshandlungen. (以下 LH. 略記). 1748, folio 412^r-413^r. *Betrag derer von gesamten Ländern entrichteten Praestationen pro Anno 1747, 3. August 1748.*

- (48) 例えばギュンター・フランツによれば、一七〇〇年頃には帝国においてもハンガリーにおいても、半年におよそ一〇〇万グルデン分の穀物需要があったという。フランツ、G. (高橋清四郎訳)『ドイツ穀物取引史』(中央大学出版部、一九八二年)、一六二頁。
- (49) Bog, I., *Türkenkrieg und Agrarwirtschaft*. in: Pickl, O. (Hg.), *Die wirtschaftlichen Auswirkungen der Türkenkriege. Die Vorträge des I. internationalen Grazer Symposions zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte Südoستروپas (5. bis 10. Oktober 1970)*. Graz 1971, S. 13-26.
- (50) 岩崎周一「近世ハプスブルク君主国・ネオオーストリアにおける領主層の所領収益構造」『社会経済史学』第七三巻第二号(二〇〇七年)、五七―七四頁。
- (51) Zedinger, R., *Die Verwaltung der Österreichischen Niederlande in Wien (1714-1795)*. *Studien zu den Zentralisierungsstendenzen des Wiener Hofes im Staatswertungsprozess der Habsburgermonarchie*. Wien 2000, S. 65.
- (52) Göse, F., Zum Verhältnis von landadliger Sozialisation zu adliger Militärkarriere. Das Beispiel Preußen und Österreich im ausgehenden 17. und 18. Jahrhundert. in: *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*. Bd. 109 (2001), S. 144.
- (53) Kienast, Das Wehrwesen in Österreich, S. 415: 420-422.
- (54) 一六五〇年の租税額が一八〇万グルデンであったのに対し、一七四九年のそれは一二七三万八六七八グルデンと約七倍に上昇した。Hochedinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 37; Dickson, *Finance and Government*, 2, p. 376.
- (55) Winkelbauer, Th., *Nervus rerum Austriacarum*. Zur Finanzgeschichte der Habsburgermonarchie um 1700. in:

Mat'a / Winkelbauer (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1620 bis 1740*, S. 179-215. なお国家歳出において軍事費が占める割合は、おおよそ平時において五〇%前後、戦時において八〇〜九〇%であった。Winkelbauer, *Ständefreiheit und Fürstennmacht*, 2, S. 385-387.

- (56) Hochedlinger, *Der gewaffnete Doppeladler*, S. 242-243.
- (57) チェロ諸領邦と(ティロールおよび前部オーストリアを除く)オーストリア諸領邦の間の負担比率は一五四二年にはじめて定められ、何度かの改定を経た後、一六八二年に全体を十八等分した上で前者が一・七五、後者が六・二五を請け負うと決定され、これが以後継続した。Mensi, F., *Die Finanzen Österreichs von 1701 bis 1740*. Wien 1890, S. 13-14.
- (58) Hochedlinger, *Der gewaffnete Doppeladler*, S. 244. なおこの場合、要請される馬の頭数は通常重装騎兵用の軍馬 Courassier: 四十頭、竜騎兵用の軍馬 Dragoner-Pferd 二千頭であった。
- (59) NÖLA, LH, Hofdekret, 28, 9, 1733.
- (60) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, S. 462-463.
- (61) NÖLA, LH, Landtagsproposition, 9, 10, 1747. ただし通常の場合、前者は九〇グルデン、後者は七五グルデンであった。
- (62) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, S. 475.
- (63) Winkelbauer, Th., *Robot und Steuer. Die Untertanen der Waldvierteler Grundherrschaften Göhl und Alpbölla zwischen feudaler Herrschaft und absolutischen Staat (vom 16. Jahrhundert bis zum Vormärz)*. Wien 1986, S. 212-219; Hochedlinger, M., *Rekrutierung — Militarisierung — Modernisierung. Militär und ländliche Gesellschaft in der Habsburgermonarchie im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus*, in: Kroll, S. / Krüger, K. (Hg.), *Militär und*

- ländliche Gesellschaft in der frühen Neuzeit*. Hamburg 2000, S. 343.
- (33) Holl, B., *Hofkammerpräsident Gundaker Thomas Graf Starhemberg und die österreichische Finanzpolitik der Barockzeit (1703-1715)*. Wien 1976; Iwasaki, S., Konflikt, Annäherung und Kooperation. Herrscher und Stände auf den niederösterreichischen Landtagen 1683 bis 1740. in: *Frühneuzeit Info*. Bd. 16 (2005), S. 23-28; David, J., Die Mährischen Landtage in der zweiten Hälfte des 17. Jahrhunderts. in: Ammerer etc. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten?*, S. 139.
- (34) スペニン継承戦争に於てペーターンの宮廷社会の長期的影響について、Lhotsky, A., Kaiser Karl VI. und sein Hof im Jahre 1712/13. in: *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung*. Bd. 66 (1958), S. 52-80.
- (35) 最終的に画者は十年間毎年一律十〇万グラントンを提供する義務を、義務に於ける追加義務について、筆者の対案が認められた。NÖLA. LH. Rezess de Anno 1713 bis 1723 inclusive de dato 12. April, 12. 4. 1713.
- (39) Gutkas, K., Die führenden Persönlichkeiten der habsburgischen Monarchie von 1683-1740. in: Ders. (Hg.), *Prinz Eugen und das barocke Österreich*. Salzburg-Wien 1985, S. 73-86; Van Horn Melton, J., The Nobility in the Bohemian and Austrian Lands, 1620-1780. in: Scott, N. M. (ed.), *The European Nobilities in the 17th and 18th Centuries*. Vol.2. London 1995, pp. 110-143; Siennell, S., *Die Geheime Konferenz unter Kaiser Leopolds I. Personelle Strukturen und Methoden zur politischen Entscheidungsfindung am Wiener Hof*. Frankfurt am Main 2001; Bůžek, V. / Mat'a, P., Wandlungen des Adels in Böhmen und Mähren im Zeitalter des ‚Absolutismus‘. in: Asch, R. (Hg.), *Der europäische Adel im ancien Regime. Von der Krise der ständischen Monarchien bis zur Revolution (ca. 1600-1789)*. Köln / Weimar / Wien 2001, S. 287-321; Szijártó, I. M., The Diet: The Estates and the Parliament of Hungary. 1708-1792. in:

- Ammerer etc. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten?*, S. 162.
- (67) NÖLA. LH. Landtagsproposition, 12. 1. 1705; Kaiserliches Dekret, 20. 7. 1705; Bidermann, H. I. *Geschichte der österreichischen Gesamt-Staats-Idee 1526-1804. II: 1705-1740*. Innsbruck 1899, S. 20, 139, 140.
- (68) NÖLA. LH. Erste Haupterklärung, 25. 4. 1722.
- (69) Beer, A., Das Finanzwesen der Monarchie. in: *Oesterreichischer Erbfolgekrieg*, I, S. 242-243.
- (70) Bidermann, *Geschichte der österreichischen Gesamt-Staats-Idee*, II, S. 77-78.
- (71) Marczali, H., Ungarn bei dem Tode Carl III. (Kaiser Carl VI.). in: *Oesterreichischer Erbfolgekrieg*, I, S. 171-173.
- (72) Bidermann, *Geschichte der österreichischen Gesamt-Staats-Idee*, II, S. 76. への温度差は「当該の領邦が「外敵」の侵攻によって被害を蒙った経験の多寡に起因しているように思われる。王権に対し総じて協力的であったハンガリー、ポヘミア、下オーストリアはそうした経験を比較的豊富に有していたが、「反抗的」な姿勢をしばしばみせた内オーストリア諸領邦は、近世を通じて外敵の侵攻に悩まされることが少なかった。Mueller, Ch. L., *The Styrian Landtag*. in: Ammerer etc. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten?*, S. 122; Toifl, Kriegsgeschehen und Landschaftswandel, S. 107-136.
- (73) 以下の諸戦争の具体的な経過については、このあたり Hochedinger, *Austria's Wars of Emergence*, pp. 205-217, 246-263. を参照。
- (74) NÖLA. LH. Herrenstandsvotum, 20. 11. 1742.
- (75) 岩崎周一「近世ハプスブルク君主国における諸身分と国家形成 ―下オーストリアの事例を中心に―」(一橋大学提出博士論文、二〇〇七年、未公刊)、第四章第一―三節。

- (76) H・バラージュ・エーヴア（渡邊昭子・岩崎周一訳）『ハプスブルクとハンガリー』（成文社、二〇〇三年）六四頁。なお平民のプロイセンに対する抵抗と軍への協力について、Browning, R., *The War of the Austrian Succession*. London 1993, pp. 34, 182-183; Volz (Hg.), *Die Werke Friedrichs des Grossen*. 2. Bd., S. 177-178, 181.
- (77) Fellner, Th. / Kretschmayr, H. (Hg.), *Die österreichische Zentralverwaltung. I. Abteilung. von Maximilian I bis zur Vereinigung der österreichischen und böhmischen Hofkanzlei (1749)*. 2. Bd. *Aktenstücke 1683-1749*, Wien 1907, S. 181-188; Dickson, *Finance and Government*, 1, pp. 223-228, 2, p. 1-35; NÖLA. LH. 1748, 13-21 (22-31), Kaiserlich-königliche Postulata, 11. 6. 1748.
- (78) Fellner / Kretschmayr, *Die österreichische Zentralverwaltung*, S. 195-206; Dickson, *Finance and Government*, 2, pp. 1-35; Iwasaki, S., Grabmal der ständischen Freiheiten? Die Steuerrezessverhandlung von 1748 in Niederösterreich und die Etablierung eines komplementären Verhältnisses von Krone und Stände. in: Ammerer etc. (Hg.), *Bündnispartner und Konkurrenten der Landesfürsten?*, S. 323-345.
- (79) Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 292.
- (80) Neugebauer, W., Staat — Krieg — Kooperation. Zur Genese politischer Strukturen im 17. und 18. Jahrhundert. in: *Historisches Jahrbuch*. Bd. 123 (2003), S. 220-223.
- (81) Dickson, *Finance and Government*, 1, p. 329; Neugebauer, Staat - Krieg - Kooperation, S. 223.
- (82) 本段落の記述に際しては、以下の文献に依拠した。Szabo, F. A., *Kanitz and Enlightened Absolutism 1753-1780*. Cambridge 1994, pp. 278-295; Hochedlinger, M. / Tantner, A. (Hg.), „...Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“. *Die Berichte des Hofkriegsrates zur sozialen und wirtschaftlichen Lage der Habsburgermonarchie 1770-*

1771 (*Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs, Sonderband 8*). Wien 2005, S. VI–XVIII.

(83) 六七年に執筆した上申書において、カウニッツは次のように述べている。「農民保護と軍拡の間の対立に関しては、すべての大本である前者が、後者より優先されるべきである」。Szabo, *Kanitz and Enlightened Absolutism*, p. 287.

(84) ヨーゼフは一九六三年に執筆した「備忘録「Réveries」」において、軍隊において緊密な共同生活をおくることは、すべての民族 Nation に「軍人の精神 „esprit militaire” を教え込むこととなるだろう」と述べている。Beales, D., Joseph II's „Réveries”. in *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*. Bd. 33 (1980), S. 155–160.

(85) Tantner, A., Die Militarisierung der Seelenkonstruktion 1770 / 72. in: Hochedlinger / Tantner, „...Der größte Teil der Untertanen lebt elend und mühselig“, S. XXXVII–LIII.

(86) Hochedlinger, Der gewaffnete Doppeladler, S. 249; Winkelbauer, *Robot und Steuer*, S. 215; Kudlich, H., *Rückblücke und Erinnerungen*. I. Wien / Pest / Leipzig 1873, S. 60–61.

(87) 導入された地域と時期は以下の通り。ガリツィア（七六年）、インフィーター（七九年）、ティロールおよびハンガリー（八四年）、前部オーストリア（八六年）。Hochedlinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 295.

(88) なお六四年に王権はハンガリーにおいて議會を開き、増税を受け入れると同時に軍事に関する諸々の権利を国家に譲渡するよう諸身分に対し求めたが、猛反発を受けて撤回していった。Wangermann, E., *The Austrian Achievement 1700-1800*. London 1973, pp. 66–67.

(89) 阪口修平「プロイセン絶対王政期の軍隊と社会」青山吉信、木村尚三郎、平城照介編『西欧前近代の意識と行動』(刀水書房、一九八六年)、三三三頁。

- (95) Hochedinger, *Austria's Wars of Emergence*, p. 294.
- (16) Bruckmüller, E., *Sozialgeschichte Österreichs*. Wien 1985, S. 328–330.
- (92) Baisch, A., Die Entstehung des Exerzierreglements von 1749, in: *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, 27 (1974), S. 170–194.
- (93) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, pp. 13–14.
- (76) Allmayer-Beck, J. Ch., The Establishment of the Theresian Military Academy in Wiener Neustadt, in: Rothenberg / Király / Sugar (eds.), *East Central European Society and War*, pp. 115–121.
- (95) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, pp. 33, 71–72, 221–245 (Appendix: List of Regiments).
- (96) Rill, R., Der Festungs- und Kasernenbau in der Habsburgermonarchie, in: *Das achtzehnten Jahrhundert und Österreich*, Bd. 11 (1996), S. 55–69.
- (97) Rothenberg, The Habsburg Military Systems, pp. 367–369.
- (98) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, pp. 66–67.
- (99) ハラージュ『ハプスブルクとハンガリー』一四一―一九一―二四三頁。
- (100) Arneth, A., *Die Relationen der Botschafter Venedigs über Österreich in achtzehnten Jahrhundert*. *Fontes Rerum Austriacarum. Oesterreichische Geschichts-Quellen*. 2. Abteilung. XXII. Bd. Wien 1863, S. 314–317.
- (101) バラージュ『ハプスブルクとハンガリー』一九一頁。
- (102) Duffy, *The Army of Maria Theresa*, p. 69. かなり後年の事例になるが、一八七三年にいわゆる岩倉使節団の随員としてハプスブルク君主国を訪れた久米邦武は、閲兵の様子を見学して、「埃国ノ兵、華ハ華ナリ、華ニ失シルナラン

- カ」と評している。久米邦武編（田中彰校注）『特命全権大使 米欧回覧実記』四（岩波文庫、一九八〇年）、三九二―三九三頁。
- (103) 高澤紀恵『主権国家体制の成立』（山川出版社、一九九七年）、七二頁。
- (104) Reinhard, W., *Geschichte der Staatsgewalt. Eine vergleichende Verfassungsgeschichte Europas von den Anfängen bis zur Gegenwart*. München 1999, S. 223.
- (105) Stumberger, H., Der absolutischer Staat und die Länder in Österreich. in: Institut für Österreichkunde (Hg.), *Der österreichische Föderalismus und seine Grundlagen*. Wien 1969, S. 81–83.
- (106) ハラージュー『ハプスブルクとハンガリー』第二部。
- (107) Wandruszka, A., *Leopold II. 2*. Wien / München 1965, S. 249–261.
- (108) Wangermann, *The Austrian Achievement*, p. 178.
- (109) Kienast, *Das Wehrwesen in Österreich*, S. 306–325.

〔二〇〇八年六月二日の審査を経て、同年十月十七日掲載決定〕

（一橋大学大学院社会学研究科契約教員（特任講師））